

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル 運営等事業

基本協定書（案）

※本基本協定書（案）は、優先交渉権者が SPC を設立し、実施契約を締結することを想定した記載であり、SPC を設立しない場合、基本協定締結前に各条項の記載内容を適宜修正する予定です。

令和 5 年 11 月

（令和 5 年 12 月 6 日更新）

国土交通省 中部地方整備局

(目次)

第1章 総則	1
第1条（用語の定義）	1
第2条（目的）	3
第3条（基本的合意）	3
第4条（事業者の設立及び維持等）	3
第5条（事業者の出資者）	4
第6条（株主間契約の締結等）	5
第7条（業務の実施）	5
第2章 開業準備	5
第8条（開業準備の実施体制等）	5
第9条（開業準備の実施等）	5
第10条（開業準備に係る第三者への委託等）	6
第11条（内装整備の実施計画書）	6
第12条（内装整備の業務報告書）	6
第13条（バスターミナル運営等事業の計画書等）	7
第14条（利便増進事業の計画書等）	7
第15条（ECI 事業への関与）	7
第16条（他事業との調整・連携）	7
第17条（開業準備の承継）	7
第3章 公共施設等運営権の設定・実施契約の締結	8
第18条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）	8
第19条（実施契約の締結に向けた調整）	8
第20条（実施契約の締結等）	9
第21条（実施契約締結の遅延）	10
第22条（実施契約の不成立）	11
第23条（実施契約不成立後の工事目的物の取扱い）	11
第4章 その他	12

第 24 条（談合等不正行為があった場合等の措置）	12
第 25 条（遅延利息）	12
第 26 条（秘密の保持）	12
第 27 条（有効期間）	13
第 28 条（協議）	13
第 29 条（準拠法及び裁判管轄）	13
別紙 1 設立時の出資者	15
別紙 2 増資計画書の様式	16
別紙 3 出資者誓約書の様式	17
別紙 4 道路占用許可申請書（案）	19

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 基本協定書（案）

一般国道 1 号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業（以下「本事業」という。）に関して、中部地方整備局（以下「国」という。）と、●●、●●及び●●（以下総称して「優先交渉権者」という。）は、以下のとおり合意し、基本協定書（以下「本協定」という。）を締結する。なお、本協定で使用される用語は、本協定で別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合を除き、募集要項において定義された意味を有するものとする。

第 1 章 総則

（用語の定義）

第 1 条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）「事業者」とは、本協定に基づいて、優先交渉権者により、本事業の実施のみを目的として会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として設立される新会社（SPC）をいう。
- （2）「出資者」とは、事業者に出資する企業をいう（なお、疑義を避けるために付言すると、出資とは、事業者の発行する議決権付株式及び完全無議決権株式の保有をいう。以下同じ。）。
- （3）「代表企業」とは、構成企業の中から優先交渉権者を代表するものとして定められた●●をいう。
- （4）「構成企業」とは、本事業に関する企画競争による選定手続において競争参加資格の確認を受けた、優先交渉権者を構成する企業であり、事業者に出資する企業をいう。
- （5）「バスターミナル」とは、本事業の実施される区域として ECI 事業により整備される一般国道 1 号近鉄四日市駅バスターミナルをいい、特定車両停留施設並びに荷捌き・臨時バス乗降スペース及び自転車置場・自転車道で構成される。
- （6）「特定車両停留施設」とは、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 2 項第 8 号に規定する特定車両停留施設をいい、本事業においては、バスターミナルのうち、特定車両用場所（誘導車路、停留場所その他の特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所をいう。）、旅客用場所（乗降場、旅客用通路その他の旅客のために供する場所をいい、利便施設を含む。）、その他設備（その他の特定車両停留施設において必要となる場所や設備をいう。）及び施設特有の機能（備品倉庫、既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化広場、照明柱及び観光案内所）をいう。

- (7) 「本施設」とは、特定車両停留施設のうち、旅客用場所の旅客用通路における近鉄四日市駅側デッキ北側に位置するエレベータ1基、施設特有の機能における既存樹木（クスノキ）、施設緑化、地上緑化広場（東島の広場のうち、サークル部）、照明柱及び観光案内所を除く部分をいう。
- (8) 「ECI事業」とは、「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備事業」において、「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」（以下、「品確法」という。）に基づく「技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）」により実施する「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事」及び「一般国道1号近鉄四日市駅交通ターミナル整備工事にかかる設計業務」をいう。
- (9) 「運営権」とは、国が本施設を対象として事業者に対して設定する公共施設等運営権（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第117号）第2条第7項で定義するものをいう。）をいう。
- (10) 「開業準備」とは、本事業のうち、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備、計画等の作成及びその関連業務をいう。
- (11) 「内装整備」とは、事業者が特定車両停留施設に係る運営を実施するにあたり、C工事（利便機能を対象）として自らの費用負担で実施する設計、施工、工事監理をいう。
- (12) 「募集要項等」とは、国が本事業の企画競争による選定手続において配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
- (13) 「実施契約」とは、国と事業者との間で締結する「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 実施契約書」をいう。
- (14) 「要求水準」とは、事業者による本事業の実施にあたり、国が要求水準書に基づき事業者履行を求める水準をいい、事業提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、事業提案書による水準をいう。
- (15) 「要求水準書」とは、国が令和5年11月10日付で公表した「一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 要求水準書」（その後の修正を含む。）をいう。
- (16) 「要求水準書等」とは、本協定、実施契約、要求水準書、募集要項及び事業提案書の総称をいう。
- (17) 「事業提案書」とは、優先交渉権者が本事業の企画競争による選定手続において国に提出した本事業の実施に係る提案書類一式をいう。
- (18) 「事業期間」とは、開業準備期間と運営権存続期間を合わせた、本事業全体の事業期間をいう。
- (19) 「開業準備期間」とは、優先交渉権者が開業準備を実施する期間であり、本協定の締結日から、実施契約締結日の前日までをいう。

(目的)

第2条 本協定は、本事業を対象とした企画競争により選定された優先交渉権者が、事業者を通じて本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認し、国と事業者の間で実施契約を締結するまでの間に優先交渉権者が開業準備を実施すること及び第4条（事業者の設立及び維持等）の規定に基づき優先交渉権者が今後設立する事業者をして第20条（実施契約の締結等）の規定に基づき国との間で実施契約を締結させることに係る諸条件その他本事業の円滑な実施に必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(基本的合意)

第3条 国及び優先交渉権者は、優先交渉権者が、本事業に関して国が実施した企画競争により、本事業の実施に関する業務を担う者として選定されたことを確認する。

- 2 優先交渉権者は、募集要項等を遵守のうえ、優先交渉権者が事業提案書に示された内容を国に対して提案したことを確認する。

(事業者の設立及び維持等)

第4条 優先交渉権者は、遅くとも第18条（公共施設等運営権の設定及び効力発生）に規定する公共施設等運営権の設定日及び第20条（実施契約の締結等）に規定する実施契約締結予定日までに、要求水準書等及び次の各号に定める要件を満たす、本事業の遂行を目的とするSPCとなる事業者を設立しなければならない。

- (1) 事業者は、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社とすること
 - (2) 事業者の資本金及び資本準備金の合計額は、事業提案書に示された金額以上とすること
 - (3) 事業者を設立する発起人には、事業提案書に示された出資者である構成企業以外の第三者を含めてはならないこと
 - (4) 事業者の定款の目的には、本事業に関連のある事業のみを記載すること
 - (5) 事業者の定款には、会社法第107条第2項第1号イに定める事項についての定めをおき、同法第107条第2項第1号ロに定める事項及び同法第140条第5項ただし書に規定する事項についての定めを置いてはならないこと
 - (6) 事業者の定款には、国の書面による事前の承諾がある場合を除き、会社法第108条第2項各号に規定する事項についての定めを置いてはならず、かつ同法第109条第2項に規定する株主ごとに異なる取扱いを行う旨を定めてはならないこと
 - (7) 事業者の定款には、会社法第326条第2項に規定する取締役会及び監査役の設置に関する定めを置かなければならないこと
- 2 優先交渉権者は、事業者をして、事業者の設立登記の完了後速やかに、設立時取締役及び設立時監査役を国に通知させるものとする。また、その後、取締役又は監査

役の選任（改選及び再任を含む。）及び退任が生じた場合も同様としなければならない。

- 3 優先交渉権者は、事業者をして、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者の定款を国に提出させるものとする。また、その後、定款を変更した場合も同様とする。ただし、優先交渉権者は、合理的理由なくして事業者の定款を変更させてはならない。
- 4 優先交渉権者は、事業期間が終了するまで、事業者をして、事業譲渡、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は組織変更を行わせてはならない。

（事業者の出資者）

第5条 優先交渉権者は、前条（事業者の設立及び維持等）第1項の規定に基づき事業者を設立するに当たり、別紙1（設立時の出資者）に設立時の出資額として記載されている金額及び数量の事業者の株式を引き受けるものとする。

- 2 優先交渉権者は、事業提案書に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者をして、別紙2（増資計画書の様式）による増資計画書を国に提出させなければならない。
- 3 優先交渉権者は、事業者の設立時における出資者に、以下の各号に規定する事項を誓約させ、別紙3（出資者誓約書の様式）による出資者誓約書を、実施契約の締結と同時に国に提出させるものとする。
 - （1）各出資者は、事業者の株主構成に関し、その時々において優先交渉権者が事業者の全議決権を保有しており、かつ、代表企業の議決権保有比率が株主中唯一最大となることを条件とし、かかる条件を事業期間が終了するまで維持する。
 - （2）各出資者は、原則として事業期間が終了するまで事業者に対する株式を保有し、国の書面による事前の承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分（合併、会社分割等による包括承継を含む。）を行ってはならない。
 - （3）各出資者は、国の書面による事前の承諾を得た上で、その所有に係る事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人をして、別紙3（出資者誓約書の様式）による出資者誓約書をあらかじめ国に提出させなければならない。
 - （4）事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、各出資者は、これらの発行を承認する株主総会において、第1号に規定する議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使しなければならない。
- 4 優先交渉権者は、事業者が株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合、当該株式等の取得予定者に、前項各号に規定する事項を誓約させ、別紙3の様式による出資者誓約書をあらかじめ国に提出させなければならない。

(株主間契約の締結等)

第6条 優先交渉権者は、出資者に、前条（事業者の出資者）第3項各号に規定する事項を含む内容について定めた株主間契約を締結させ、その内容を証するため、当該株主間契約の原本証明付写しを実施契約の締結と同時に国に提出させるものとする。

- 2 優先交渉権者は、出資者について変更が生じる場合、当該変更前の出資者に、前項に規定する株主間契約に関して、当該新出資者を当事者に含める旨の変更を行わせるものとする。この場合においては、優先交渉権者は、当該変更後の出資者に、当該変更後の株主間契約の原本証明付写しを、当該変更後直ちに国に提出させるものとする。

(業務の実施)

第7条 優先交渉権者は、本事業に関する業務につき、事業者をして、事業提案書に従い、バスターミナル運営等事業の維持管理に係る業務を●●に、運営に係る業務を●●に、利便増進事業に係る業務を●●に対し、それぞれ委託させるものとする。

第2章 開業準備

(開業準備の実施体制等)

第8条 優先交渉権者は、要求水準書等に基づき、開業準備の実施に関連して、所定の期限までに、開業準備の実施に係る実施体制図その他必要な書面（以下「開業準備実施体制図等」という。）を策定して国に提出し、国の確認を受けなければならない。国は、開業準備実施体制図等が要求水準書等と一致していない場合には、優先交渉権者に対し補正を命ずることができる。

- 2 優先交渉権者が、開業準備期間中、開業準備実施体制図等の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ国に通知し、必要に応じて協議する。国は、本協定に別段の定めがある場合を除き、開業準備に係る計画書等の変更内容が要求水準書等と一致していない場合には、優先交渉権者に対し補正を命ずることができる。

(開業準備の実施等)

第9条 優先交渉権者は、開業準備期間中、本協定に別段の定めがある場合を除き、要求水準書等に定める条件に従い、自らの責任及び費用負担において、開業準備を実施しなければならない。

- 2 優先交渉権者は、開業準備を、本施設において実施しなければならない。ただし、業務の性質上、本施設以外の場所で実施すべきものについては、この限りではない。

- 3 優先交渉権者は、開業準備期間において、本施設につき、開業準備の実施の目的に限り、無償にて使用することができ、国は、別紙4（道路占用許可申請書（案））に定める本施設に係る占用許可その他これに必要な手続を行うものとする。
- 4 優先交渉権者は、開業準備期間中、善良なる管理者の注意義務をもって、開業準備に関連する範囲において、本施設内に存する工作物等の管理及び本施設の安全管理、警備等を行うものとする。
- 5 優先交渉権者による開業準備の実施に際し、労働者その他の第三者が損害を被り、又は建設機械器具その他必要な設備が盗難に遭い、若しくは損傷を受けること等により増加費用又は損害が発生したときは、当該増加費用又は損害は、優先交渉権者が負担するものとする。ただし、当該増加費用又は損害が不可抗力により発生したものであるときはこの限りではなく、この場合の取扱いについては、国と優先交渉権者との間で協議して定める。

（開業準備に係る第三者への委託等）

- 第10条 優先交渉権者は、国の書面による事前の承諾を得た場合に限り、開業準備の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができる。
- 2 優先交渉権者は、前項による委託等をした場合、当該委託等に係る契約の締結後、速やかに当該契約書を国に対し提出する。
 - 3 優先交渉権者は、開業準備の委託等に関する一切の責任を負い、委託先等の第三者の責めに帰すべき事由は、全て優先交渉権者の責めに帰すべき事由とみなすものとする。

（内装整備の実施計画書）

- 第11条 優先交渉権者は、要求水準書に従い、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の実施に向けて行う内装整備の実施に関し、実施計画書を作成して国に提出し、国の承諾を得なければならない。
- 2 優先交渉権者は、前項に定める実施計画書の内容を変更するときは、事前に変更内容を国に説明し、かつ、変更後の実施計画書を国に提出し、国の承諾を得なければならない。
 - 3 優先交渉権者は、前二項に定める実施計画書に従って、開業準備を実施しなければならない。

（内装整備の業務報告書）

- 第12条 優先交渉権者は、開業準備の履行状況等について、要求水準書に従い、業務報告書を国に提出しなければならない。
- 2 国は、前項の業務報告書による報告の内容等を踏まえ、優先交渉権者による開業準備

備の履行状況等が要求水準書等と一致していないと合理的に判断する場合には、優先交渉権者に対し改善を命ずることができ、優先交渉権者は、自己の費用によりこれを履行しなければならない。

(バスターミナル運営等事業の計画書等)

第13条 優先交渉権者は、実施契約締結後事業者において実施するバスターミナル運営等事業の維持管理・運営業務に関し、要求水準書に定める計画書等を作成のうえ、当該業務を開始する 30 日前までに国に提出し、国の承諾を受けなければならない。

- 2 優先交渉権者は、前項に定める計画書等の内容を変更するときは、事前に変更内容を発注者に説明し、かつ、変更後の計画書等を国に提出し、国の承諾を得なければならない。

(利便増進事業の計画書等)

第14条 優先交渉権者は、実施契約締結後事業者において実施する利便増進事業に関し、要求水準書に定める計画書等を作成のうえ、当該業務を開始する 30 日前までに国に提出し、国の承諾を受けなければならない。

- 2 優先交渉権者は、前項に定める計画書等の内容を変更するときは、事前に変更内容を国に説明し、かつ、変更後の計画書等を国に提出し、国の承諾を得なければならない。

(ECI 事業への関与)

第15条 優先交渉権者は、国による ECI 事業の実施にあたり、ECI 事業の設計・施工に関し、国に意見及び提案をすることができる。ただし、当該意見等を ECI 事業の設計・施工に反映するか否かについては、国がその裁量に基づき判断するものとする。

(他事業との調整・連携)

第16条 優先交渉権者は、開業準備期間中、国その他の関連当事者との間で、ECI 事業及び近鉄四日市駅周辺（四日市中央線）整備工事その他の国又は四日市市が実施する周辺公共事業に関し、事業間での調整・連携を十分に行い、他事業に支障を及ぼすことなく、効率的かつ効果的な開業準備を実施するものとする。

(開業準備の承継)

第17条 優先交渉権者は、事業者の設立後速やかに、本章に規定する優先交渉権者が実施した開業準備を事業者に引き継ぐものとする。

第3章 公共施設等運営権の設定・実施契約の締結

(公共施設等運営権の設定及び効力発生)

第18条 国は、第20条（実施契約の締結等）に規定する実施契約の締結と同日に、次に掲げる条件の全部が成就することを前提として、要求水準書等に基づき、事業者に、本施設に係る本事業の実施に関する業務を実施するための運営権を設定する。当該条件の全部が成就し運営権が設定された場合、国は、事業者に対し、運営権設定書を交付する。

- (1) 国による ECI 事業に基づく本施設の整備が完了し、国が本施設の所有権を取得していること。
 - (2) 優先交渉権者による開業準備として、バスターミナル運営等事業及び利便増進事業の内装整備が完了していること。
 - (3) 優先交渉権者による開業準備として、実施契約締結後に実施する維持管理・運営業務及び利便増進事業に係る計画書等の作成が完了し、国の承諾を得ていること。
 - (4) 第4条（事業者の設立及び維持等）その他の本契約の規定に基づき事業者が設立されていること。
 - (5) 第5条（事業者の出資者）第3項に規定する出資者誓約書の提出その他の本契約に基づく優先交渉権者の義務が履行されていること。
 - (6) 次条（実施契約の締結に向けた調整）第2項の場合において、国による実施契約の締結に向けた調整が完了していること。
- 2 前項により設定された運営権は、実施契約に定める効力発生条件の成就時に効力を発生するものとする。
- 3 運営権の存続期間は、前項の効力発生日から事業期間満了日までとする。
- 4 事業者は、第1項に基づく運営権の設定後、自らの費用により、運営権の登録に必要な手続がある場合にはこれを行うものとし、国はこれに協力するものとする。

(実施契約の締結に向けた調整)

- 第19条 国は、事業者との間で実施契約を締結するにあたり、募集要項資料1「一般国道1号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業 実施契約書（案）」（その後の修正を含む。以下「実施契約書（案）」という。）の修正には、形式等の軽微な修正を除き、原則として応じない。
- 2 前項の規定にかかわらず、優先交渉権者から、国の実施する ECI 事業への関与結果を基に、本事業の安定的、効率的かつ効果的な実施に資する提案があった場合において、国がこれを承諾したときは、国は、優先交渉権者との協議の上、実施契約書（案）の調整を行うものとする。

(実施契約の締結等)

第20条 国及び優先交渉権者は、要求水準書等に基づき、国と事業者との間において、令和8年度中を目途に国が別途指定する日（以下「実施契約締結予定日」という。）を目途として実施契約を締結させることとし、これに向けてそれぞれ誠実に対応し、最大限の努力をする。

2 優先交渉権者は、実施契約の締結に関する協議にあたっては、国の要望を尊重する。

3 国は、実施契約の締結がなされる前に優先交渉権者のいずれかに以下の各号に定める事由が生じたときは、実施契約を締結しないことができる。

(1) 本事業に関し、優先交渉権者のいずれかが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者のいずれかが構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者に対し、独占禁止法第7条の2（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が優先交渉権者のいずれか又は優先交渉権者のいずれかが構成事業者である事業者団体（本号及び次号において「事業者等」という。）に対して行われたときは、事業者等に対する命令で確定したものをいい、事業者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「排除措置命令」という。）において、本事業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、事業者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が事業者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に公募が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。

(4) 本事業に関し、優先交渉権者のいずれか（その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) 優先交渉権者が次のいずれかに該当するとき。

- ア 役員等（その役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - キ 優先交渉権者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、国が優先交渉権者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、優先交渉権者がこれに従わなかったとき。
- 4 実施契約の締結までに、優先交渉権者のいずれかが、募集要項等において提示された参加資格要件の一部又は全部を喪失した場合には、国は、優先交渉権者の当該資格喪失の状態が解消されるまでの間、実施契約を締結しないことができる。

（実施契約締結の遅延）

第21条 ECI 事業又は開業準備の遅延その他の事由により、実施契約締結予定日までに国と事業者が実施契約を締結できないことが合理的に予見される場合、国及び優先交渉権者は、実施契約締結予定日の変更について協議するものとする。

- 2 国は、前項の協議に基づき当該変更が必要であると判断した場合、実施契約締結予定日につき合理的な期日に変更するものとする。この場合において各当事者に増加費用又は損害が発生したときは、当該変更に係る各自の責任の有無及び程度を踏まえ、その取扱いにつき国及び優先交渉権者が協議して定める。
- 3 前項による変更後の実施契約締結予定日につき、さらに遅延することが合理的に予見される場合、国は、当該変更後に生じた事象その他の当該時点における諸般の事情に鑑み、やむを得ない場合にのみ、再度実施契約締結予定日につき合理的な期日

に変更するものとする。この場合における増加費用又は損害については、前項の規定に従う。

(実施契約の不成立)

第22条 前条（実施契約締結の遅延）による実施契約締結予定日の変更後においても国と事業者が実施契約を締結できない場合において、実施契約の締結に至る可能性がないと国が判断して代表企業に通知したときは、実施契約につき不成立とし、各自の費用負担については以下のとおりとする。

- (1) 優先交渉権者又は事業者の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかったときは、既に国が本事業の準備に関して支出したと合理的に算定できる費用に相当する額及び当該額に係る消費税等の額の合計額につき、優先交渉権者及び事業者が連帯して負担する。
- (2) 国の責めに帰すべき事由により、実施契約の締結に至らなかったときは、既に優先交渉権者及び事業者が本事業の準備に関して支出したと合理的に算定できる費用に相当する額及び当該額に係る消費税等の負担は、国と優先交渉権者及び事業者の協議によって決定されるものとする。
- (3) 国と優先交渉権者又は事業者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により、実施契約の締結に至らなかったときは、既に国と優先交渉権者及び事業者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担し、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(実施契約不成立後の工事目的物の取扱い)

第23条 事由の如何を問わず、実施契約の締結に至らなかった場合において、本施設内に優先交渉権者による開業準備に係る工事目的物（以下「開業準備目的物」という。）が存在するときは、国は、開業準備目的物を検査の上、当該検査に合格した部分のうち、国が必要と認める部分につき、優先交渉権者から時価で買い取ることができるものとする。

- 2 優先交渉権者は、国が指示する範囲において、前項に基づく国による買取りがなされた開業準備目的物を除き、本施設を原状に回復の上、国に返還しなければならない。この場合において、優先交渉権者が正当な理由なく相当の期間内に原状回復の措置を講じないときは、国は、優先交渉権者に代わり原状回復を行うことができる。
- 3 前項の原状回復に係る費用の負担については、実施契約の締結に至らなかった事由に応じ、前条（実施契約の不成立）の規定に従う。

第4章 その他

(談合等不正行為があった場合等の措置)

第24条 優先交渉権者のいずれかについて、第20条（実施契約の締結等）第3項各号のいずれかの事由が生じたときは、実施契約の締結又は不締結にかかわらず、優先交渉権者は、連帯して、国の請求に基づき、実施契約における契約金額（契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の100分の10に相当する金額を違約金（損害賠償の予定）として国の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 第20条（実施契約の締結等）第3項第4号の場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、優先交渉権者は、連帯して、国の請求に基づき、前項に規定する契約金額の100分の10に相当する金額に加えて、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として国の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第20条（実施契約の締結等）第3項第1号に規定する確定した納付命令について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第20条（実施契約の締結等）第3項第4号に規定する刑に係る確定判決において、優先交渉権者のいずれかが違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 優先交渉権者のいずれかが国に中部地方整備局競争契約入札心得第4条の3の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 前二項の規定は、国に生じた損害額が前二項に規定する損害額を超える場合は、国がその超過分について賠償を請求することを妨げるものではない。

(遅延利息)

第25条 優先交渉権者が本協定に基づき国に支払義務を負う金員を所定の期間内に支払わないときは、優先交渉権者は、連帯して、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払発生時における国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）を乗じて計算した額の遅延利息を国に支払わなければならない。

(秘密の保持)

第26条 国及び優先交渉権者は、本協定の内容、本協定に関する協議の内容並びに本事業に関して本協定の相手方当事者から書面により開示を受けた情報であって当該開示の時点において秘密として管理されているものにつき、本協定の相手方当事者（優先交渉権者の場合、代表企業）の事前の同意を得ずして第三者に開示せず、かつ本協定の目的以外の目的には使用してはならない。ただし、国若しくは優先交渉権者が

司法手続若しくは法令等に基づき開示する場合、又は国若しくは優先交渉権者が本事業に関連して業務を委託したアドバイザーや本事業に関して融資等を行う金融機関等に対し、本協定と同等の秘密保持義務を課して開示する場合はこの限りでない。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する情報については適用されない。

- (1) 開示の時点で公知となっており、又は開示を受けた当事者による本協定上の義務違反によることなく公知となった情報
- (2) 開示の時点で開示を受けた当事者が既に保有していた情報
- (3) 開示を受けた当事者が、第三者から秘密保持義務を負うことなく入手した情報

(有効期間)

第27条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施契約に定める本事業の終了日までとする。ただし、実施契約の締結に至らなかった場合は、実施契約の締結に至る可能性がないと国が判断して代表企業に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第23条（実施契約不成立後の工事目的物の取扱い）から第29条（準拠法及び裁判管轄）までの規定の効力は存続する。

(協議)

第28条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必要に応じて国と優先交渉権者が協議して定める。

(準拠法・管轄裁判所)

第29条 本協定は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

2 本協定に関連して発生した全ての紛争は、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とする。

(以下余白)

本協定の締結を証するため、本書●通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和●年●月●日

国 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番1号名古屋合同庁舎第2号館
中部地方整備局
支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 寿延

優先交渉権者

(代表企業)

所在地
商号
代表者氏名

(構成企業)

所在地
商号
代表者氏名

所在地
商号
代表者氏名

別紙1 設立時の出資者

事業者の資本金の額 : 【〇〇〇〇】 円
事業者の発行可能株式総数 : 【〇〇〇〇】 株
事業者の発行済株式の総数 : 【〇〇〇〇】 株

出資者（代表企業）
商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 【〇〇〇〇】 円
引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株
引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】 株式

出資者（構成企業）
商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 【〇〇〇〇】 円
引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株
引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】 株式

出資者（構成企業）
商号 【商号】
所在地 【住所】
出資額 【〇〇〇〇】 円
引き受ける株式の総数 【〇〇〇〇】 株
引き受ける株式の種類 【〇〇〇〇】 株式

以上

別紙2 増資計画書の様式

契約担当官

中部地方整備局長 【氏名】 殿

令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日

【事業者の商号】

【事業者の所在地】

【事業者の代表者】

増資計画書

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業に関して、事業者は下記のとおり増資を計画しています。

記

設立時

事業者の資本金の額 :【〇〇〇〇】円

事業者の発行可能株式総数 :【〇〇〇】株

事業者の発行済株式の総数 :【〇〇〇〇】株

増資後（令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日）

事業者の資本金の額 :【〇〇〇〇】円

事業者の発行可能株式総数 :【〇〇〇〇】株

事業者の発行済株式の総数 :【〇〇〇〇】株

増資する出資者及びその他の出社

商号:【商号】

所在地:【住所】

代表者:【役職】【氏名】

出社額:【〇〇〇〇】円

増資時に引き受ける株式の総数:【〇〇〇〇】株

増資時に引き受ける株式の種類:【〇〇〇〇】株式

以上

別紙3 出資者誓約書の様式

契約担当官

中部地方整備局長 【氏名】殿

出資者誓約書

令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日

一般国道1号 近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業（以下「本事業」という。）に関して、契約担当官中部地方整備局（以下「国」という。）と【事業者の商号】（以下「事業者」という。）との間で、本日付けで締結された本事業に関する実施契約（以下「実施契約」という。）に関して、事業者の出資者である【代表企業の商号】及び【構成企業の商号】（以下「当社ら」という。）は、本日付けをもって、国に対して下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。なお、特に明示のない限り、本出資者誓約書において用いられる引用符付きの用語の定義は、実施契約に定めるとおりとします。

記

- 1 事業者が、令和【〇〇】年【〇〇】月【〇〇】日に会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日現在における議決権の総数は【〇〇〇〇】個であり、うち【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇〇】が、【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇〇】が、及び【〇〇〇〇】個を【〇〇〇〇〇〇】が、それぞれ保有していること。
- 3 事業者の本日現在における株主構成は、構成企業によって全議決権が保有されており、かつ、【代表企業の商号】の議決権保有比率が株主中唯一最大となること。
- 4 事業者が、株式、新株予約権又は新株予約権付社債を発行しようとする場合には、当社らは、これらの発行を承認する株主総会において、前項の議決権保有比率の維持が可能か否かを考慮した上、その保有する議決権を行使すること。
- 5 事業者が実施契約に基づく事業を遂行するために行う資金調達を実現しようとすることを目的として、当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む）の全部又は一部を金融機関に対して譲渡し、又は当該株式に担保権を設定する場合には、事前にその旨を国に対して書面により通知し、国の書面による承諾を得た上で行うこと。また、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。

- 6 前項に規定する場合を除き、当社らは、実施契約の終了までの間、事業者の株式又は事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む）を保有し、事前に国の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。また、当社らの一部の者に対して当社らが保有する事業者の株式又は事業者に対する債権（劣後ローン債権を含む）の全部又は一部を譲渡する場合においても、事前に国の書面による承諾を得て行うこと。
- 7 国の書面による事前の承諾を得た上で、当社らが所有する事業者に対する株式に関する権利義務を譲渡しようとする場合、当該譲受人に、本出資者誓約書をあらかじめ国に提出させること。

出資者（代表企業）

住所 【○○○○○】

商号 【○○○○○】

代表者 【役職】 【氏名】

出資者（構成企業）

住所 【○○○○○】

商号 【○○○○○】

代表者 【役職】 【氏名】

出資者（構成企業）

住所 【○○○○○】

商号 【○○○○○】

代表者 【役職】 【氏名】

別紙 4 道路占用許可申請書（案）

道路占用 許可申請 協議 書

新規	更新	変更	年 月 日
----	----	----	-------

国土交通省 中部地方整備局長 殿

年 月 日

〒

住所

氏名

担当者

T E L

E-mail

道路法 第 32 条 の規定により 許可を申請 協議 します。
第 35 条

占用の目的			
占用の場所	路線名		車道・歩道・その他
	場所		
占用物件	名 称	規 模	数 量
占用の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	占用物件 の構造
工事の期間	年 月 日から 年 月 日まで	間	工事実施 の方法
道路の 復旧方法		添付書類	
備 考			

記載要領

- 1 「許可申請
協 議」 、 「第 32 条
第 35 条」 及び 「許可を申請
協 議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 2

新 規	更 新	変 更
--------	--------	--------

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前
の許可書又は回答
書の番号及び年月日を記載すること。
- 3 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 4 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が 2 以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 5 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
- 6 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。